

No.	意見等	事務局の対応案	事務局の対応案にご意見があれば、記入してください。
1	子ども一人一人が個人として尊重され、それぞれの幸せを実現できる千葉市になるよう下記の点を重視し、条例の内容について検討を重ねてきた。 ・すべての子どもに等しく権利があること、一人として例外がないこと ・最善の利益は個々の子どもによって異なること ・子どもが未就学の段階から、権利について知る、権利を守られる、権利を行使する経験を積むことができる環境づくりや関わりが必要であること ・子どもが自身の権利について知り、また、成長発達の段階に応じて権利の行使について経験を重ねられるよう、子どもの成長や発達に合わせた日常における支援が大切であること ・権利侵害を禁止すると宣言するだけでなく、権利侵害の防止や権利救済のために周囲の大人等が対応すべきことを明確にすることが重要であること ・子どもに対する必要かつ相当な範囲を超える人権制約には謙抑的でないといけないこと ・子どもの権利保障を推進するために、課題を抱えた家庭に対する支援、家庭の支援者への支援も大切にすること ・子どもの権利を保障するために、子どもたちに権利のことについて知る機会を設けること ・子どもの権利擁護に資する市民の活動が継続的にかつ安定して広がっていくための支援が必要であること ・子どもに関する施設の運営にあたり、子どもに関連するすべての事項につき、子どもの意見表明及び参画する機会を設ける必要があること ・子どもの施設における安全配慮義務について明示し、施設職員等の理解を深める取り組みが必要であること ・子どもへの必要かつ相当な権利の制約がされぬよう、常に施設は子どもに課するルール等について、その存在意義を検証するとともに、必要かつ相当な範囲を超えるルールについては見直しを行うこと、必要かつ相当なルールについてはその趣旨を子どもに説明すること ・子どもの権利を侵害しないためにも、子どもの権利をより一層保障するためにも、子どもに権利について伝えていくためにも、学校に限られずあらゆる施設の職員は子どもの権利について養成段階から実務についてからも、知り、学ぶことが必須であり、市はそのような機会を設けること。 ・権利侵害を防ぐために、権利擁護のために、生活の中で具体的にどのような実践をしていくのかということもセットで、子どもを支援することが必要である ・現状、千葉市には、公平中立性が担保された第三者的な相談・救済機関は存在しないため、設置が必須であること ・相談・救済機関は、子どもが利用しやすいよう、ワンストップ相談などの対応を図るとともに、担当外の相談についても適切な相談機関につながるまで丁寧に対応するほか、対応した結果を子どもに伝える必要があること	子どもの権利の保障検討部会で取りまとめられた内容であるため、意見の趣旨を答申案に反映させます。	
2	第39条の3にある「庁内における連携や調整を強化する体制を整備する」中身について、推進にかかる部会では、子ども統括官のような権限のあるポジションの創設を提案しました。市のさまざまな事情により、それらがすぐに成し得なくても、なぜそのような立場の人が重要で、権限を持った推進がなければ、状況の改善が行われない恐れがある、ということ、市も市民も子ども・若者自身も認識して、「体制整備」を目指す必要があると思います。	子どもに関する施策の推進検討部会で取りまとめられた内容と重なるものであるため、意見の趣旨を答申案に反映させます。	
3	学生からの意見にもあったように、現在検討している条例を子ども向けにわかりやすく理解できるような解説文の作成があった方が良いと感じました。当事者である子ども自身が、その権利を理解できないままでは、大人に意見表明ができないのではないかと思います。	子どもの権利の保障検討部会で取りまとめられた内容と重なるものであるため、意見の趣旨を答申案に反映させます。	

No.	意見等	事務局の対応案	事務局の対応案にご意見があれば、記入してください。
4	こども（特に小学生や中学生）に向けて、条例を道徳の授業等で必ず触れられる機会を作ることが望ましいと考えます。こどもが何も言わない＝意見が無いのではなく、意見を言うことが許されていることを知らないことが、周りの大人に意見を言えないことにつながっていることも考えられるため。 例えば、養育者からこどもの意見を述べるのが許されない環境で育っている場合、そもそも大人に自分の気持ちを伝えることが許されているという認識になっていない。学校教育の中で、こどもが与えられている権利を自らが知ることで、自分が置かれている環境に疑問を持てるきっかけになる可能性もあると思います。	こどもの権利の保障検討部会で取りまとめられた内容と重なるものであるため、意見の趣旨を答申案に反映させます。	
5	条例名に「こども」「若者」に対するメッセージが込められたのはよいと思う。	条例案の内容について、一定の評価をするものとして、意見の趣旨を答申案に反映させます。	
6	素案では、こども中心のイメージが強かったが、第一章から四章までに「若者」の規定が盛り込まれたのは良いことである。	条例案の内容について、一定の評価をするものとして、意見の趣旨を答申案に反映させます。	
7	全体的に大きな問題となることは無いように思われる。	条例案の内容について、一定の評価をするものとして、意見の趣旨を答申案に反映させます。	
8	こどもに関する施策等を確認・検証するにあたり若者部会などの当事者だけを集めた会議体が必要である	こどもに関する施策の推進検討部会で取りまとめられた内容と重なるものであり、答申には意見の趣旨を答申案に反映させます。	
9	学校教育における子どもの権利保障（とくに意見表明権）について、理念条例ではあまり言及できていないが、施策等で重点的に取り組んでほしいこと	条例ではなく施策に関する意見であるため、答申案には記載しないものとしませんが、計画等の策定において検討します。	
10	多様な生き方があることを前提として、若者への支援を検討するべきである。	こどもの権利の保障検討部会で取りまとめられた内容と重なるものであるため、意見の趣旨を答申案に反映させます。	
11	若者主体の団体の活動について、船橋市では施設利用料が半額になる制度がある。千葉市も若者団体を少しでも支援できるよう、予算がつけられるとよい。	条例ではなく施策に関する意見であるため、答申案には記載しないものとしませんが、計画等の策定において検討します。	
12	住民票を移さず独り暮らしをしている大学生等は地域とのつながりが希薄なので、校内居場所カフェ等の取組みを参考に、大学生を対象とした居場所づくりについて条例で言及し、取組みを行うことも大切である。	こどもの権利の保障検討部会で取りまとめられた内容と重なるものであるため、意見の趣旨を答申案に反映させます。	
13	保育園に通いながら発達支援の施設に通っているこどもも居るので、そういったこどもを養育している保護者の支援につながるコーディネーターが地域にいとよいのではないかな。	条例ではなく施策に関する意見であるため、答申案には記載しないものとしませんが、計画等の策定において検討します。	
14	教育委員会では民生委員や保健師が参加し、課題のある家庭を対象とした相談等、地域で相互支援を行う家庭教育支援チームに対する支援を行っているが、課題を抱えた家庭の問題が深刻化する前に予防的に対応する仕組みを地域ごとに作ることができるとよい。	条例ではなく施策に関する意見であるため、答申案には記載しないものとしませんが、計画等の策定において検討します。	
15	子どもルーム等民間団体でも様々な取組みを行うことができるので、市は子育て支援に関する情報発信を強化するべきである。	条例ではなく施策に関する意見であるため、答申案には記載しないものとしませんが、計画等の策定において検討します。	
16	新たに条例を制定することを考えると、既存の組織よりも専門的な審議会等を設置して、こどもに関する施策等を確認・検証する方が対外的な理解を得やすいのではないかな。	こどもに関する施策の推進検討部会で取りまとめられた内容と重なるものであるため、意見の趣旨を答申案に反映させます。	
17	確認・検証するにあたり、当事者であるこどもも委員として参加したほうがよいと思うが、参加することによってうまく話せないかもしれないので、子ども議会のように、こどもだけでまちのことや権利保障について話し合う場を設けてもよいのではないかな。	条例ではなく施策に関する意見であるため、答申案には記載しないものとしませんが、計画等の策定において検討します。	

No.	意見等	事務局の対応案	事務局の対応案にご意見があれば、記入してください。
18	千葉市は若者たちの力が充実しているので、若者が子どもたちの声をサポートしたり、自分たちも発言するような、他市町村にないユニークな会議体を作れるとよい。	条例ではなく施策に関する意見であるため、答申案には記載しないものとしませんが、計画等の策定において検討します。	
19	子どもプランを事業所管が自己評価しているということについて、専門家が入っておらずしっかり調査をしているとは言い切れないのではないかな。	条例ではなく施策に関する意見であるため、答申案には記載しないものとしませんが、計画等の策定において検討します。	
20	子どもが自ら施策の推進状況の調査や報告書等の作成を行うにあたり、子どもの意見を代弁する形で、有識者や経験のある大人が関わり、サポートする仕組みができるとよい。	子どもに関する施策の推進検討部会で取りまとめられた内容と重なるものであるため、意見の趣旨を答申案に反映させます。	
21	若者の部分を入れたことについて、条例に盛り込んだ趣旨を記載すること。	若者に関する記載については、当初の方針から追加された部分であるため、答申案に反映させます。	